

報告事項ク

コミュニティ・スクールの推進状況について

コミュニティ・スクールの推進状況について、別紙のとおり報告します。

平成30年7月18日

鳥取県教育委員会教育長 山本 仁志

コミュニティ・スクールの推進状況について

平成30年7月18日
小中学校課

中教審答申（新しい時代の教育や地方創世の実現に向けた学校と地域の連携・協働の在り方と今後の推進方策について）を受け、平成29年3月の地教行法の改正によりコミュニティ・スクール（学校運営協議会）の導入が教育委員会の努力義務となったことを踏まえ、「鳥取県コミュニティ・スクール推進連絡協議会」を設置し、公立学校におけるコミュニティ・スクールの導入促進を図るもの。

1 目的

県立高等学校、県立特別支援学校を含めたすべての公立学校にコミュニティ・スクール（学校運営協議会制度）を導入し、学校・家庭・地域の連携・協働体制を確立するために、既に導入している学校・地域と、これから導入に取り組む学校・地域の関係者との間で導入促進に向けた方策や地域課題についての情報交換を行い、市町村教育委員会や学校管理職、関係団体への制度内容の周知と理解促進を図り、県としてコミュニティ・スクールの導入促進を図る。

2 課題

各市町村、各公立学校によって、学校運営協議会制度と学校評議員制度と差異等の認識が不十分であったり、現状の組織で十分に連携・協働しているという段階にとどまっている。また、導入に係る国庫補助事業の対象が、学校ごとから市町村単位に変わったことにより、段階的導入ができなくなった。

3 コミュニティ・スクール推進連絡協議会委員

		氏名	役職
1	学	田中正士	県立学校長会長又は推薦者（倉吉農業高校）
2	校	橋本浩之	中学校長会長又は推薦者（八頭中学校）
3	地	白井靖二	小学校長会長又は推薦者（境小学校）
4	域	稻嶋敏彦	明倫小学校地域コーディネーター、明倫公民館長
5		荒瀧美由紀	鳥取県PTA協議会代表又は推薦者（副会長）（河北中）
6		岩崎伸一	鳥取県高等学校PTA連合会代表又は推薦者（鳥商會長）
7		尾室高志	都市、町村教育長会長又は推薦者（鳥取市教育長）
8		永江多輝夫	C Sマイスター（南部町教育長）
9		梶原敏明	学識経験者（大分大学COC+推進機構統括コーディネーター）
10		足羽英樹	教育次長

※事務局：小中学校課、高等学校課、特別支援学校課

4 今後のスケジュール

- 7/13・・・第1回コミュニティ・スクール推進連絡協議会
- 9/中・下旬・・・先進県等による事例発表研修会
- 11/頃・・・第2回コミュニティ・スクール推進連絡協議会
- 2/頃・・・第3回コミュニティ・スクール推進連絡協議会

【参考】（平成30年4月1日現在）

- ・導入市町村・・・鳥取市、倉吉市、湯梨浜町、南部町、伯耆町
- ・導入校数・・・62校

域内全ての市区町村及び管轄する学校においてC Sの推進体制を構築

①市町村教委の学校教育・社会教育担当課の連携・協働体制の構築



<改正地教行法>

- ・地域学校協働活動推進員等を学校運営協議会の委員に
- ・協議会は、学校運営への必要な支援についても協議

②県立学校と市町村立学校の連携・協働体制の構築



<改正地教行法>

- ・全ての公立学校がCommunity Schoolに
- ・教職員の任用に関する意見の柔軟化

③管理職・事務職員マネジメント研修

<改正学校教育法・地教行法>

- ・事務職員は事務をつかさどる

<改正地教行法>

<47箇所>

域内全ての学校においてC Sの推進体制を構築

①学校間・地域間の連携・協働体制の構築

・学校運営協議会連絡協議会の開催

(各学校の取組内容の共有)

・地域連携担当教職員連絡協議会の開催

②「社会に開かれた教育課程」の構築

<新学習指導要領>全面実施に向けて

・H30:幼稚園、H32:小学校、H33:中学校

③地域とともにある学校づくりに向けた推進体制の構築

・多くの当事者による「熟議」の実施

・学校運営協議会について、多くに地域住民に対する周知・徹底

<760箇所>

鳥取県コミュニティ・スクール推進連絡協議会運営要綱

(趣旨)

第一条 この要綱は、鳥取県コミュニティ・スクール推進連絡協議会（以下「連絡協議会」という。）に関し必要な事項を定めるものである。

(目的)

第二条 連絡協議会は、すべての公立学校にコミュニティ・スクール（学校運営協議会制度）を導入し、学校・家庭・地域の連携・協働推進体制を確立するために、すでに導入している学校・地域及び導入に取り組む学校・地域の関係者との間で導入促進に向けた方策や地域課題についての情報交換を行い、市町村教育委員会や学校管理職、関係団体への制度内容の周知と理解促進を図り、コミュニティ・スクールの導入促進を図る。

(組織)

第三条 連絡協議会は、委員10人をもって組織する。

(委員)

第四条 委員は、その目的を達成するための知識又は経験を有する者のうちから、教育委員会が委嘱する。

2 委員の任期は、任命した日から2年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(委員長)

第五条 連絡協議会に委員長を置き、委員の互選によりこれを定める。

2 委員長は、会務を総理し、委員会を代表する。

3 委員長に事故があるときは、あらかじめその指名する委員が、その職務を代理する。

(会議)

第六条 連絡協議会の会議は、鳥取県教育委員会事務局小中学校課長が招集する。

2 連絡協議会は、委員の過半数が出席しなければ、会議を開くことができない。

3 会議の議事は、出席した委員の過半数で決し、可否同数のときは、委員長の決するところによる。

(秘密を守る義務)

第七条 委員は、職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も、同様とする。

(庶務)

第八条 連絡協議会の庶務は、鳥取県教育委員会事務局小中学校課において行う。

(雑則)

第九条 この要綱に定めるもののほか、連絡協議会の運営に関し必要な事項は、鳥取県教育委員会事務局小中学校課長が別に定める。

附則

この要綱は平成30年6月27日から施行する。

コミュニティスクール(学校運営協議会制度)導入・推進状況

校種 項目	幼稚園			小学校			中学校			義務教育学校									
	学校運営協議会設置校			学校運営協議会設置校			学校運営協議会設置校			学校運営協議会設置校									
整理番号	教育委員会名	H27以前	H28	H29	H30	H31	H32	H27以前	H28	H29	H30	H31	H32	H27以前	H28	H29	H30	H31	H32
1	鳥取市教育委員会		1	1	2	2			7	22	35	41			5	4	9	14	
2	米子市教育委員会																		
3	倉吉市教育委員会							13	13	13	13			5	5	5	5		
4	境港市教育委員会											2	4				1	2	
5	岩美町教育委員会																		
6	八頭町教育委員会																		
7	若桜町教育委員会																		
8	智頭町教育委員会																		
9	湯梨浜町教育委員会							3	3	3	3						2	1	1
10	三朝町教育委員会																		
11	北栄町教育委員会																		
12	琴浦町教育委員会							2	3	3	3			2	2	2	2	2	2
13	南部町教育委員会							3	3	4	4			0	1	1	2	2	2
14	伯耆町教育委員会																		
15	日吉津村教育委員会																		
16	大山町教育委員会																		
17	日南町教育委員会																		
18	日野町教育委員会																1	1	
19	江府町教育委員会																1	1	
20	米子市日吉津村中学校組合教育委員会																		
22	鳥取県	0	0	1	1	2	2	5	19	26	45	63	71	2	8	13	15	22	28
																	1	2	3

OH27年以前	…	2町	小5校	中2校	計 7校
OH28. 4. 1	…	1市2町	小19校	中8校	計 27校
OH29. 4. 1	…	2市2町	小26校	中13校	計 39校
OH30. 4. 1	…	2市3町	幼1 小45校	中15校	義務1校 計 62校

第1回コミュニティ・スクール推進連絡協議会開催概要について

平成30年7月18日
小中学校課

第1回コミュニティ・スクール推進連絡協議会について、開催の概要は以下のとおりです。

1 日 時 平成30年7月13日（金） 午後1時30分から午後3時30分まで

2 場 所 鳥取県庁第二庁舎 9階 第20会議室

3 出席者

(1) 委員

学校代表1名（小学校長会推薦者）

地域代表3名（公民館長、県PTA協議会推薦者、高等学校
PTA連合会推薦者）

都市、町村教育長推薦者2名（鳥取市教育長、南部町教育長）

学識経験者1名（大分大学統括コーディネーター）

鳥取県教育委員会教育次長

(2) 事務局

鳥取県教育委員会事務局（特別支援教育課、高等学校課、小中学校課）

4 概 要

(1) 鳥取県の現状及び課題

- 平成30年4月1日現在で、5市町（鳥取市、倉吉市、湯梨浜町、南部町、伯耆町）、62校が導入済（県内全公立学校の約3割程度）
- 平成32年度に向けて導入校は増となるが、市町村はあまり増とならない。（H31から境港市、日野町、江府町が導入予定）
- 未導入の要因は、「現状の組織で十分地域連携が図れている。」「学校評議員等他の組織があるため。」「ほかの組織と委員が重なる。委員のなり手がない。」等と分析している。
- 県立学校は、未導入である。

(2) 未導入校、市町村の課題等（境小学校）

- 境港市は7小学校、3中学校である。
- どの地域も少子高齢化で児童数が減っており、今後は小中一貫を目指し、地域で子どもたちと一緒に育てていくため、中学校単位でコミュニティ・スクールをスタートする予定である。
(H31：第一中校区（2小学校、1中学校）)
- 平成31年度から平成33年度まで順次導入していく予定である。
- 導入にあたり地域の方も参加するワークショップを実施し、その中で「めざす子ども像」を整理する。

(3) 既導入校、市町村の成果及び課題等（鳥取市）

- コミュニティ・スクールを導入したすべての学校からは、導入してよかったですという感想があがっている。以前よりも地域の協力を積極的に得られるようになり、地域にとって学校がやっていることがよく見えて、両者にとってよかったです。
- その中で見えてきた課題もあり、人材の固定感や、地域がめざす学校像と学校や保護者がめざ



す学校像がずれてくることがある。

- ・学校区内に複数の公民館や自治会があると、しがらみがある場合もある。

(4) 地域からの意見、提案等

- ・コミュニティ・スクールの目的が明瞭化されていない。
- ・コミュニティ・スクールを導入することによって、公民館も学校に入りやすくなり、親世代が地域にでかけてくれるようになり、将来が明るくなったのではないかと思う。
- ・学校教育目標に対して意見が言えることにより、地域と学校、地域と保護者の信頼関係も築け、地域全体が徐々につながってきている。
- ・小中学校は母体が地域だが、高校は県になり、母体が大きくなるため、導入がうまくいか不安である。
- ・PTAのOBでもPTAに関わりたい人はいるため、PTAを学校運営協議会にするという考え方もあると思う。

(5) 学識経験者、CSマイスターからの意見

- ・努力義務化になったため、コミュニティ・スクールを導入することが目的になるのではと懸念する。
- ・コミュニティ・スクールの導入が目的ではなく、コミュニティ・スクールの仕組みをつかってやりたいことやつけたい力がある。そこを大事にしたい。
- ・市町村教育委員会の姿勢次第で導入に相当影響がある。そのため、県・市・学校の役割を明確にする必要がある。
- ・コミュニティ・スクールの主役は子どもたちである。
- ・高校は、普通科の子どもは大学進学してなかなか帰ってこないが、実業高校は地域に残る場合が多いため、就職先と地域を含めてコミュニティ・スクールにしてはどうか。
- ・特別支援学校は、子どもたちはその地域で就職する場合が多く、施設や理解のある企業にメンバーに入ってもらい、就学時からの子どもの実態を知ってもらうべきである。
- ・大学生の実態をみて大学選択を偏差値や大学名で決めていることが問題だと思う。これになりたいという目標をもっていない。高等学校のコミュニティ・スクールは、高校独自で職業教育のためにエリアを広範囲でとらえて企業や役場を巻き込んだほうがいいのではないか。
- ・最近の子どもたちは3年以内の離職率が高い。小中のキャリア教育とは別に、高等学校で職業教育をしっかりとすべき。そのためにコミュニティ・スクールの仕組みを使うこともできる。
- ・個別の課題を抱えた子どもたちが通学する小規模の学校では、子どもたちの実態がちがうため、地域にこだわりすぎてもいけない。
- ・PTAをそのまま学校運営協議会にした。

(6) 今後の予定

- ・第1回目の協議会の意見を参考に、県立学校、小中学校への導入促進へ向けた方策案や今後の計画について事務局で整理し、第2回目の協議会（H30.11頃）で、具体的方策を協議する。